

墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由及び内容

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正（5.12.27 公布、同日一部施行（5.4.1 適用））を踏まえ、次のとおり補償基礎額を改定する。

経験年数	5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上
学 校 医 及 び 学 校 歯 科 医	7,194円 ↓	8,820円 ↓	11,481円 ↓	12,990円 ↓	15,534円 ↓	16,563円 ↓
学校薬剤師	6,240円 ↓	7,260円 ↓	8,943円 ↓	10,443円 ↓	11,451円 ↓	11,844円 ↓
	6,459円	7,422円	9,081円	10,539円	11,505円	11,865円

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。